

委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した

内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

第7条 本業務は、発注時期や作業時期の平準化による公共事業の円滑な執行を目的とした余裕期間制度の試行業務であり、別に定める「委託業務の余裕期間制度実施要領」（以下「実施要領」という。）を適用する。

- 2 本業務では、実施要領第3条で規定する余裕日数として30日間を見込んでいる。
- 3 受注者は、契約締結後余裕日数に15日を加えた日数以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者等が業務の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。なお、業務着手日は、契約後に提出する業務計画書に明記しなければならない。
- 4 テクリスに登録する履行期間及び技術者の従事期間は契約履行期間とする。

委託業務の余裕期間制度実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5043392/>

(本業務の特記仕様事項)

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

無水化対策検討業務 特記仕様書

1 目的

本業務は、徳島県東部県土整備局(徳島庁舎)管内の新堀川排水機場において、施設の信頼性を向上させるため、無水化対策の検討を行うものである。

2 実施内容

1)計画準備

本業務の目的・主旨を十分理解したうえで、業務実施にあたっての技術の方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2)現地調査

既存設備の設置状況等を把握する。

3)資料収集整理

既存設備の調査・計画関連資料を収集し、整理する。

4)無水化対策の検討

①対策内容の決定

既存施設との互換性を図りつつ、実現可能な無水化対策を検討し、対策内容を決定する。なお、既存のポンプ形式で無水化対策に対応できない場合は、立軸化への見直しを行うこととする。

②施工計画の策定

排水機場の運転に支障が生じないよう必要に応じて操作人への聞き取り等を行い、施工可能期間および時間帯も考慮した施工計画を策定する。なお、非出水期であっても最低1台は排水可能な状態とさせること。

③概算工事費の算定

駆動設備(ポンプ、原動機、減速機等)ごとに要する無水化対策の概算工事費を算定する。

④無水化対策の効果等整理

無水化対策を実施したことによる「故障リスク」、「ランニングサイクルコスト」の低減などの効果を定量的に整理する。

5) 工事図面、数量計算書の作成

工事発注に用いる工事図面、数量計算書を作成する。

6) 報告書作成

前述までの作業の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。

提出する成果は次のとおりである。

(a) 紙媒体報告書(A4チューブファイル) 2部

(b) 報告書原稿(電子データ) 2部(正・副2枚)

7) 打ち合わせ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮する。

(a) 業務着手時

(b) 中間打合せ時(1回)

(c) 成果品納入時